

## 述体構文と分類

石 神 照 雄

- キーワード…述体 主語―述語 題目―解説 助詞ハ 助詞カ
- 一 はじめに
  - 二 述体と分類
  - 三 題目論と分類根拠
  - 四 助詞と用言文
  - 五 おわりに

### 一 はじめに

述体の文は、「主語―述語。」と図示するように、構文形式の主語と述語の二項が相関して有る。文は総て言語主体の判断に於いて成立する。言語主体の判断とは、言語主体にとっての当該事態の存在とその承認である。思想の方便として、事態（コト）は実体（モノ）と属性（サマ）に分析される。各々が体言用言として相関して実現する。それが述体文である。事態の存在と承認は、結果としてこの一連の展開に託されている。述体文の構文形式は言語主体の判断を担う。これは山田文法の文の論理を踏襲することによって獲得される述体の論理である（石神二〇一〇）。

述体文を問うとき、具体的な姿を為す述語の品詞の在り方、主語の助詞の在り方、延いては文意の在り方ということが焦点となる。

それは述体文を下位のものへ分類することである。分類とは、類に包摂される種が担っている特徴の分析である。そのことは媒介的に類の在り方を顕在化する。述体文の分類は述体という文が文として有ることの論理を追究することとなる。

### 二 述体と分類

#### 二―一

述体文の種類を説くものとして次の研究がある。其処には代表的な分類がある（注1）。

- 佐久間鼎 『日本語の特質』（佐久間一九四一）  
三尾 砂 『国語法文章論』（三尾一九四八）  
三上 章 『現代語法序説』（三上一九五三）

物語り文	―	品定め文	…佐久間
現象文	―	判断文	…三尾
動詞文	―	名詞文	…三上

右の、佐久間、三尾のものは文意を以ての分類、三上のものは述語形式による分類である。物語り文（佐久間）と品定め文（佐久

間)の上位概念に、佐久間は「言い立て文」を置く。言語機能「演述」(叙事)を担うとするもので、これは述体文に相当する(注2)。いま、主語の助詞如何と述語の品詞別を以て典型的な述体文を記せば、次のものである。

猫が騒ぐ。 …ガ動詞文

猫は騒がしい。 …ハ形容詞文

猫は動物である。 …ハ名詞文

動詞文(三上)は、物語り文(佐久間)現象文(三尾)を指す。

三者は、事件の成行を述べる(佐久間)、現象を有りの儘に写す(三尾)、主観の容喙を許さない(三尾)等の文意を担うものである。形式的には以下のような特徴がある。主語を担う助詞はガ。述語の姿は、動詞―φ即ち単独の動詞終止形であるよりは、動詞―タ／動詞―テイル形のものの方が多数派(三尾)。また、事が起こる舞台として時所的限定による場が項目として入用(佐久間、三尾)。但し、文脈に拠ることを以て省略も有る。

右から次のことが判明する。動詞を述語とする典型の文(ガ動詞文)は、物語ること、現象を描写すること、という名付け方に違いがあるものの内実は同じである。ここでは形式的分類と内容的分類とが重なる。

昨日の夜、公園で、猫が騒いだ。

(アノ場デ昨日の夜、公園、ニ於イテ)アノ猫が、アノ様  
ニ騒ぐ―タ。

猫が騒いでいる。

(眼前ノ場デイマ、ココ、ニ於イテ)コノ猫が、コノ様ニ  
騒ぐ―テイル。

猫が騒ぐ。

(或ル場デ或ル時、或ル所、ニ於イテ)或ル猫が、或ル様  
ニ騒ぐ―φ。

ガ動詞文は事態の動的展開を表す。ガ動詞文には、時所的限定を具体的に組み込むことを以て、文意として伝えられるものがある。それは、事態が発生展開終結する舞台となる場、それと事態に対する言語主体の立場である。主体の立場とは、別言すれば事態が然々に有ると認めるための言語主体の立ち位置と立ち方である。時所的限定と述語の姿を通して、この両者(事態の場、主体の立場)が関連的に文意として伝えられる。

述語が(動詞―タ／動詞―テイル)の文は、主体の立場を明示する形式である。述語と事態の場は照応する。場は時所的限定で示される。時所的限定は構文上に明示的にか或いは含意的に有る。

右のガ動詞文は何れも個別具体の事態である。但し、時所的限定が確定しない終止形(動詞―φ)述語のものは、結果として言語主体の立場を不定とする。それは、謂わば例示的な個別の事態という文意を獲得する。その点で言えば、具体的な文脈が展開する中で使用が少数のものであると言えよう。

述語が(動詞―φ)の文に於いて、時所的限定及び文脈により場が眼前や今以降を意味するときには、動詞―テイル形の文意を担ったり、或いは動詞―タとは逆のベクトルとして時の表現が託された

りする。即ち未来の場に於ける個別の事態が表現される。

何れにしても当該の文が内容とする事態は個別具体的なものである。そのことは、述語動詞が担う事態の属性という内容が、場の枠組関係の中にあるという規定を受けるだけでなく、主語の体言が担う事態の実体という内容も同様である。「アノ猫」「コノ猫」「或ル猫」というのはそのことを意味する。場の在り方、述語の在り方、主語の在り方、この三者は照応する。

## 二一二

名詞文(三上)とは広義の名称である。純形式的には一つのものではない。一方には、助詞ハを挟んで二つの体言が関係する八名詞文、所謂二体言文(山口一九七五)がある。他方には、形容動詞を含む広義の形容詞が述語となるハ形容詞文がある。

ハ形容詞文では、形容詞―の即ち単独の形容詞終止形が述語を為す。これに対してハ名詞文では、述語は名詞―デアルというように指定の助動詞が接する。名詞単独では述語を為さない。ハ形容詞文とハ名詞文の二つは述語の構成形式が異なる。

品定め文(佐久間)判断文(三尾)と称するものは、内容としては、狭い意味での判断即ち論理学という命題、或いは物事の性質や状態を表す。前者はハ名詞文が表し、後者はハ形容詞文が表す。両者を合わせたものが三上の言う名詞文(三上)である。

三上は次のように説く。

動詞文対名詞文は西洋の言語学で、特にフランスの言語学で言出した区別である。動詞文は事象の経過 (process) を表し、名詞文は事物の性質 (quality) を表す。この区別は多かれ少かれ何語にも見られるもので、たゞ区別の仕方や程度はいろいろだと言うのである(三上一九五三、四一頁)。

三上の分類は、名詞文(三上)という取り上げに、述語を持つ文の中で、動詞を述語とするもの以外という地位を与えるかのようである。

ガ動詞文という分類、物語り文(佐久間)現象文(三尾)という分類、即ち主語の助詞ガと述語(動詞―タ／―テイル／―φ)による形式的分類、文意(物語る／現象描写)による内容的分類、この両者の間には対応がある。ところが、名詞文(三上)という分類と、品定め文(佐久間)判断文(三尾)という分類との間には、ガ動詞文に於けるような対応関係は無い。

三上の説く「名詞文」とは、ハ名詞文とハ形容詞文を合わせた総称である。述語を為す語の類は、名詞、形容詞、というように二つに跨がる。しかも名詞は単独ではなく、述語としてはデアルの類を必須とする。

三上が提示する「動詞文」「名詞文」の分類は、佐久間の「言ひ立て文」(佐久間)に於ける下位分類の祖述を標榜するものである。三上は、品詞分類を「シNTAXクチックにやってみたい」(三上一九五三、四〇頁)との意図から、佐久間が敢えて避けた形式的な区分名称(動詞文、名詞文)を復活させる。

三上は、名詞の概念が形容詞の属性概念を包摂する例文を仕立て、文意が似通うハ形容詞文と対照する。

イナゴ(トイフ虫) 八有害ダ。…ハ形容詞文  
イナゴ(トイフ虫) 八害虫ダ。…ハ名詞文

ここで、名詞述語が述語として文意に有効に働くのは、具有する部分の属性概念「害」である、と主張する。これによって、ハ形容詞

文とハ名詞文の文意の同等性を説き、「名詞文」の名称を以て一括して分類することを有効とする（三上一九五三、四三頁）。

しかしながら、ハ形容詞文という述体構文、二体言による語序を以て文意「[種]」が「[類]」に包摂される」を為すハ名詞文という述体構文、この両者の構文構造の内実が同一であるか、或いは同一でないかという課題は解明されていない（石神二〇二三）。但し、二文の同一性を説くものもある。それは、用言の属性が束ねられたものとして体言を理解し、体言述語は用言述語に相当する、と文意に於いて説くものである（尾上二〇〇六）。三上の分析に近い。

三上の為したことは、名詞（体言）として有ること、形容詞（用言）として有ること、という日本語の語が語として有る本質に依拠する、というよりは、日本語とは異なる西欧言語構文の、事実存在と本質存在の表現の在り方、というものを拠り所にする。そして、これを以て、形容詞を述語とする文を、名詞を述語とする文に、包摂したのである（三上一九五三、第一章 私の品詞分け 六 動詞文と名詞文）。

佐久間は、西欧語研究の成果である「動詞文」「名詞文」の分類に対しては、日本語研究では誤解され不都合であると説く。

抑も日本語の形容詞は、動詞と同じく用言であり、体言と同じシタクチックな取り扱いを必要としない。形容詞は単独で述語の地位を担う。日本語に於ける言い立て文（佐久間）は、機能と構造の観点から、物語り文（佐久間）、品定め文（佐久間）というように内容的分類を下すことが有効である（佐久間一九四一、第七章 文のくみため 三 いたて文の二いろ）。

また、佐久間は、品定め文（佐久間）に対しては、更に区別が出来るとしこれを行う。形容詞を述語として性状の規定を言い表す

「性状の表現」、名詞を述語して論理学的な判断を表す「判断の表現」という二つである（佐久間一九四一、第八章 品さだめ文の特色）。尚、佐久間はこの二つに文としての名称を与えていない。三尾は、佐久間の文分類を紹介するにあたって、これを「性状規定の文」「判断表現の文」と称している（三尾一九四八、一三二頁）。

総じて言えば、ガ動詞文の、文意形成に際して内容として与る認識と、ハ名詞文及びハ形容詞文のそれは異なる。典型の動詞述語文が担う文意の、事象の経過とは、個物の在り方即ち個別具体の事態が有ることの謂いである。また、典型の名詞述語文及び形容詞述語文が担う文意の、論理学でいう命題或いは物事の性質状態とは、一般的抽象的な論理関係乃至は法則が有ることの謂いである。

文意を為す認識には、個別—一般、具体—抽象、というように次元の相違がある。認識は判断に基づく。認識の異なりは判断の異なりである。述体の下位分類という課題は、このことを顕在化させた。

### 三 題目論と分類根拠

前節では、述語を為す語類（品詞）の如何を問うことで、述体の分類に於ける形式と内容の関係を追究した。しかしながら主語形式を為す助詞の如何に就いての追究は行っていない。そのことを顧みることによって延いては主語の助詞によって、典型に対する周縁の文が有ることを知るに至る。周縁とは、典型が担う本来の乃至は真性的であることに対して、臨時的乃至は擬似的な関係に立つものである。

先に典型とした文に対し、主語の助詞を組替えることで、次の文を得る。

猫は騒ぐ。 …ハ動詞文  
 猫が騒がしい。 …ガ形容詞文  
 猫が動物である。 …ガ名詞文

右は、形式的には、典型的な文が持っていた助詞ガ或いは助詞ハを、他の助詞へ転換したものである。我々は、典型のものと転換による周縁のものとの間に文意の異なりが生じている、という自覚がある。文意の異なりとは、如何なることに根ざし、構文の如何なる内部構造に拠るものであるのか。

日本語の助詞は、最も広い意味でいう判断との関係で、文意の在り方に決定的な役割を果たす。このことは広く知られていることである。掲げた例文からは、主語助詞が何であるかが文意決定の焦点であることが確認される。文構造と判断の在り方との関係に関する議論へと誘われる。文意を為すに於いて、構文上に地位を占める助詞ハ或いは助詞ガは、判断をどのように担っているのか。約めて言えば、文に於いて助詞ハと助詞ガはどう違うのか。日本語文法論の基底の課題である。

構文上の助詞、文意を為す判断の在り方、この両者の関係について松下大三郎の研究は重要である。これを課題と為した嚆矢と言えよう。松下は、日本語の原理的な構造として、断定即ち判断の在り方から、述体の文に相当する「思维的断句」に「有題的」「無題的」の弁別を施す(注3)。

有題の文とは、判断の対象を提示し、これに照応する判断を下すことによる文である。松下は例文として次のものを掲げる。(松下一九二四、四八頁)。

虎は猛獣なり。 …ハ名詞文 判断表現  
 今宵は風涼し …ハ形容詞文 性状規定

「有題的思维的断句」とは、後に品定め文(佐久間)判断文(三尾)と称されるに至ったものである。例文は、佐久間の分類に拠れば順に、判断表現、性状規定と呼ぶことが出来るものである。尚、例文に続く表示は私に追加した。

松下の研究は、助詞(助辞)と判断の在り方との関係を追究するもので、『標準日本口語法』では叙述を為す仕方として説くが、基本は『標準日本文法』から一貫して構文構造上の助詞ハに託される判断(断定)の在り方に就いての分析である。

有題の観点は、助詞ハを「題目の助辞」とする研究へと展開させた。叙述の範囲を予定して題目を掲げ、それに就いて判断を下すという「題示的叙述」を助詞ハが為す。即ち「題目」を持つ文である。日本語の構文に、松下は「題目」「解説」という構文関係を導入した。その論点は、有題文が担う判断の在り方は無題文のそれと異なる、というものである(松下一九三〇、第六章 静助辞 附、頭助辞 第四節 提示助辞 題目の助辞)。

無題文、即ち「無題的叙述」の文に、物語り文(佐久間)現象文(三尾)動詞文(三上)という分類名称の三者が重なっている。これはガ動詞文の形式による組立である。この種の文には題目は無い。即ち、ガ動詞文に於いては、課題に照応する判断を下すという解説を為すために、その課題を予め提示するという主体の観念的な作用というものは無い。先に、ガ動詞文の文意で記した「主観の容喙を許さない」(三尾)はこの松下の論理に連なる。構文上に題目の助詞ハが有ることは「主観の容喙が為された」ことの指標である。

松下の理論は「主観の容喙の有無」を特徴とするものと言うことが出来よう。

松下の理論からは、助詞ハの有無によって文意に与る認識を二分することになる。無題文の認識には主観の容喙が無いという特徴が導かれる。有題文はそれと対蹠的な関係にある。

右に述べたことは、これまで取り上げた典型的な例文に適用されるものである。例文とその分類を掲げる。

猫が騒いだ。 ..ガ動詞文	猫は騒がしい。 ..ハ形容詞文
猫が騒いでいる。 ヶ	猫は動物である。 ..ハ名詞文
無題文	有題文 ..松下
物語り文	品定め文 ..佐久間
現象文	判断文 ..三尾
動詞文	名詞文 ..三上

松下の研究は、典型の文の分類に、文意の在り方と構文構造の在り方の両面から根拠を与える。根拠の論点は主観の容喙の有無である。判断文(三尾)とは、現実的なものを超えて言語主体が観念の中で概念の結合を行う、即ち主観の容喙が有るという特徴を顕わに示した名称である。但しその判断とは論理学でいう命題即ち狭い意味での判断である。

#### 四 助詞と用言文

四一

松下が有題文「有題目的断定」の例とした文(東京には博物館がある。注3)から知られることであるが、題目とは主語―述語の構文関係に限るものではない。この文は存在を表すものであり、主語は「博物館が」、「東京に」は存在の場を表す補語である(注4)。今、このことを踏まえた上で別にして、文形式の基本である主語―述語関係の構文に於いて、題目提示を為すとは次のようなことである。

題目提示の有題文とは、無題の文からすれば、文意の形成に与る認識の次元を転換したものである。即ち、個別具体の事態に関する判断から、謂わば主観の容喙による判断へ転換する。無題文とは個別具体に関する判断と叙述である。有題文とは一般抽象に関する判断と叙述である。日本語の述体文には文意の次元が異なる二種類がある。佐久間の用語を用いれば「物語り文」「品定め文」である。先に、主語の助詞を組み替えるとき、文意の変更が自覚されると述べた。ガ動詞文について、例示の典型のものだけでなく、多数派の形式も合わせてハ動詞文に転換し、両者の文意を佐久間の分類に当て嵌めてみる。把握は次のようになる。

1猫が騒ぐ。	..ガ動詞文	物語り文
2猫は騒ぐ。	..ハ動詞文	品定め文
3猫が騒いだ。	..ガ動詞文	物語り文
4猫は騒いだ。	..ハ動詞文	***
5猫が騒いでいる。	..ガ動詞文	物語り文
6猫は騒いでいる。	..ハ動詞文	***

右の転換した三文246の中で、直感的に文意を把握し分類できるのは2（ハ動詞―φ）の文である。これには品定め文（佐久間）の文意がある。性状規定である。

4（ハ動詞―タ）、6（ハ動詞―テイル）のハ動詞文に関しては、所属の決定が簡単ではない。助詞ハを根拠にして、題目化することが同時に品定め文（佐久間）への転換である、と展開することには躊躇を覚える。品定め文（佐久間）の文意は、個別具体の事態があることではなく、事物の性質という一般的なものである。助詞ハによって題目化が行われたにしても、46には文意として、個物の動き、とでもいう面が認められる。46の文意に2と同じような性状規定は無い。

このように、少数派のガ動詞文（―φ）と多数派のガ動詞文（―タ／―テイル）とでは、転換によるハ動詞文の新たな文意は同一ではない。外形的特徴から題目化された有題の文に対して、仮に246を通して該分類を与えたにしても、助詞ハの機能としてあるものは一律ではない。助詞ハへ転換することで生じた周縁の動詞文は一種類ではない。

構文上の助詞ハは「主観の容喙」が為されたことの指標である。松下の意味するところに従い、助詞ハと判断の関係をこのように把握することが出来るのであるが、「主観の容喙」の内実は唯一の在り方ではないようである。新たな課題に導かれる。

#### 四―二

始めに、ハ動詞文（―φ）について検討する。

ここでは、品定め文（佐久間）である典型のハ形容詞文（―φ）と対照する。序でにガ形容詞文も掲げる。先にガ動詞文に於いて用いた文意分析を踏襲する。時所的限定による当該文の場の規定の在

り方に就いてである。それにより、文意と文構造が明らかになる。

2猫は騒ぐ。

（常ノ場デ何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）猫―ナルモノは、騒ぐ―モノダ。

7猫は騒がしい。

（常ノ場デ何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）猫―ナルモノは、騒がしい―モノダ。

8猫が騒がしい。

（眼前ノ場デイマ、ココ、ニ於イテ）コノ猫が、コノ様ニ―騒がしい―コトヨ。

2ハ動詞文（―φ）7ハ形容詞文（―φ）は、場に対し個別具体内容を持たない。場が「―ニモ関セズ」であるとは、時所的限定が解除されて個別を超えた場であり、「常ノ場」即ち普遍である。

27の述語が動詞であるか形容詞であるかという品詞の違いを超えて、両者は用言文として文意と文構造に相等性がある。但し、時間性に関する品詞毎の属性の意味の異なりはある（山田一九〇八、二二九頁。同一九三六、一九八頁）。

次の9ガ形容詞文（形容詞―アル―タ）とその場の枠組関係からすると、8ガ形容詞文は、ガ動詞文（動詞―タ／テイル）と同じ場の組立にある。

9昨日の夜、公園で、猫が騒がしかった。

(アノ場デハ昨日の夜、公園、ニ於イテ) アノ猫が、アノ様  
ニ騒がしいアルターコトヨ。

10猫が騒いでいた。

(アノ場デハ昨日の夜、公園、ニ於イテ) アノ猫が、アノ様  
ニ騒ぐアルターコトヨ。

ガ形容詞文は、述語は形容詞であるが文意は典型の動詞文的である。謂わば臨時擬似の動詞文である。事態の場と主体の立場の関係性が「ア」或いは「コ」と抽出され、この関係性が場の在り方と主語の在り方と述語の在り方とで照応している。ハ形容詞文は、ガ形容詞文に転換することにより、文意が個別化するものと考えられる。体言は事態の実体を表す。体言そのものが語の意味として有する実体に、個別を指示するか、一般を指示するか、という規定が予め有るわけではない。文の部分として如何なる事態認識に参加するかということ次元が決定される。2と7の主語の体言「猫」は両文とも文意から導かれる「ナルモノ」という場の枠組的把握にある。2と7の主語「猫」は概念として普遍的なものを指示している。

右の2と7二つのハ用言文は更に組み替えることで、場の在り方と主語の在り方と述語の在り方との照応が一層明らかになる。尚、シザマは為様、作用性用言、即ち動詞の実質であり、アリサマは有様、形状性用言、即ち形容詞の実質を指す。

2猫は騒ぐ。

「猫ーナルモノ」は、「常ニ」騒ぐシザマーガアル。

「猫ーナルモノ」は、「常ナル騒ぐシザマー」デアル。

7猫は騒がしい。

「猫ーナルモノ」は、「常ニ」騒がしいアリサマーガアル。

「猫ーナルモノ」は、「常ナル騒がしいアリサマー」デアル。

ハ用言文は場を常の場として普遍であることを目指す。実体に属性が存在するという事態の存在を、ガアルことを意味する存在関係から、実体と属性とが主辞―賓辞の論理関係のデアルへ転換する。

「此々ニ常ニ然々ガアル」即ち「此々ハ常ナル然々デアル」

以上のように、27の両文の述語用言は、当の実質を内容とする賓位概念として言語主体の概念結合の作用に参加する。これは言語主体が自己の観念の中で結合する概念である。概念の結合は、言語主体が為す作用である。現象の有りの儘とは異なる別の次元に於ける観念的な事態認識の形成である。観念的な次元で概念を結合するという判断、即ち「主観の容喙」が有ったこと、助詞ハはその指標として有る。

尚、この種の文は、分析に示したように末尾を「モノダ」と表示する。これは、助詞ハが観念性の判断であることに照応する述語の形式である。この種の文末形式「モノダ」「モノデアル」の「モノ」とは、事態を構成する実体を表す事物のモノではない。「理がある」「定めを持つ」といった意味を、最も高度の抽象名詞を以て掲げたものである。ハ用言文が終止形終止として具有するに至った内容を実体化して、これを「トイウ理ガ有ル」「トイウ理ヲ持ツ」「トイウ理デアル」のように入れ子の引用形式を構成し、



観念性判断の実質として其処に位置する。「一モノダ」は一連の以上のことを顕在化する。「一モノダ」は当該の文が観念性の判断であることの指標を為す。判断の種類と文末形式による把握は、次に示す森重敏の研究による。

## 四一三

ハ動詞文(一〇)が観念性の判断であることは右の検討で明らかになった。自余はハ動詞文(一タ/一テイル)に就いてであるがハ動詞文については、前稿で検討したことがある(石神二〇一三)。

ところで、日本語の助詞ハと助詞ガに関しては、森重敏に判断の次元的相違を追究する研究がある。これは松下の研究と共に重要な地位にある(森重一九六五、一九七一)。

森重は、助詞ハに関わる判断が観念性の判断であることを明らかにする。それに対して助詞ガの判断が観念性に対蹠的な現実性の判断であるとする。そうして、助詞ハの判断が観念性の判断としてだけではなく、現実性の判断でもあると説く(森重一九七一、七五頁)。ハ動詞文の分析は森重の説くところに導かれたものである。

前稿を踏まえハ動詞文(一タ/一テイル)についての見解を述べらる。

佐久間による「物語り文」という分類は、物語文章の初発に出現する文を取り上げて、

昔々、或る所に、「人物」がありました。

という姿に集約して、物語の中に「人物」が登場する典型と捉えたことによる(佐久間一九四一、一五〇頁以下)。しかしながら、人物が登場したことが明らかになった後、物語が展開しこれを構成す

るための文は、

(既定ノ場二)「登場人物」ハ―動詞(まし)―タ。  
(既定ノ場二)「登場人物」ハ―動詞―テイル(まし)―タ。

という文、即ちここで問題にした46を多く見るのである。お爺さんとお婆さんが共に登場をした後、対比的に描かれるために「お爺さんは―」「お婆さんは―」というハ動詞文が続くとする処理には直ちには同意出来ない。一人の登場人物がハ動詞文で描写されていることがある。また、物語の最初で、

或春の午過ぎです。白という犬は土を嗅ぎ嗅ぎ、静かな往来を歩いていました。(芥川龍之介「白」岩波文庫『蜘蛛の糸 杜子春・トロッコ』)  
(既定ノ場二)「登場人物」ハ―動詞―テイル(まし)―タ。

というものもある。「白という犬は―」という表現は、日常的な物語の始まりに向かう我々の意識を超えて、話手が、聞手である我々を、物語場面即ち「時…或春の午過ぎ、所…静かな往来」という当該の文が担う具体的な事態の場へ誘導し、我々の立ち位置立ち方を予め決定している。

以下のように考えられる。「白という犬」を、「登場人物」として、話手が「コ」として指示した事態の場を、聞手も同様に把握した。その証として話手は「ソ」の関係を「登場人物」に記す。これを当該の事態の中に組み込む。

ソの場に、ソの「登場人物」ガアル

≡

「登場人物」ハ

というように、「登場人物」が特殊な関係に有るものとして、言語主体は判断した。

物語の文章を為す物語り文で、人物の登場に続いて物語られる文では、特殊の判断が加えられたハ動詞の物語り文（佐久間）が連続する。物語はそのことよって展開する。

## 五 おわりに

松下に従い、構文上の助詞ハは「主観の容喙」を根拠にする指標であると把握した。2（ハ動詞―φ）の文に於いては、事態が具体的に次元から抽象の次元へ上昇昇華する、という関係性の転換に「主観の容喙」を見た。現実性の判断から観念性の判断へという次元の移行運動を言語主体が作用として為し、その構文上の指標が助詞ハとして実現するとしたのである。判断の普遍化である。

4（ハ動詞―タ）6（ハ動詞―テイル）の文は特殊化である。ソの場に有るソの人物、というように、主語の実体の特殊化を経たものである。ハ動詞文（動詞―タ／テイル）は物語の展開にそのような内実を以て参加する。物語り文であるものの特異な姿と考えるべきである。

松下が有題文として例示する文「東京には博物館がある。」（注3）、或いは三尾が判断文（三尾）として分析対象とする「二階は先生にかしてある。」（注4）という文は、物語り文（佐久間）の特

殊なものとして追究することも可能ではないか。助詞ハを持つ構文の内部構造は文意との関係からすれば一律ではない。新たな課題へと誘われる。

## 〈注〉

注1 文の分類論に関しては、論理学に於けるものが夙に紹介されている（速水一九一六、八三頁以下）。判断の賓位の性質から区別するものであるとして「物語判断」（シーザーがルビコン河を渡れり。）、「記述的判断」（此の机は長し。）、「説明的判断」（カントは哲学者なり。）という三種類が示される。これは、動詞文、形容詞文、名詞文という述体文の述語形式の分類に相当する。

総じて日本語研究に於ける述体文分類は、結果としては助詞ガの文と助詞ハの文という対立である。しかしながら、「記述的判断」と「説明的判断」とでは、判断の賓位を為す述語形式の語類（品詞）に異なりが認められ、文意に与る認識の在り方も異なるものである。この点を構文構造上の問題として、これは斯々然々であると追究し論理的に類別を為すに至ってはいない。

注2 佐久間の表記は「いいたて文」であるが、他のものも含め、表記は漢字に適宜改めた。

佐久間は、言語機能の基本的なものとして、物事に感じた模様がひとりでに表にあらわれたものである「表出」、話しの相手に対する態度を表す「訴え」、見聞した物や事についてその容子を述べたり、ある事柄について自分の考えを言い出す「演

述」(叙事)という三種類があると説く。言い立て文は、表出を担う文(感動詞)、訴えを担う文(命令文)、という中での一つである。(佐久間一九四一、第七章 文のくみたて 二 言語機能と文の組立)。

三尾にあつては、文は全体として次のように分類される。

- (一) 場の文……………現象文 雨が降っている。
- (二) 場を含む文……………判断文 雨は水滴だ。
- (三) 場を指向する文……………未展開文 雨!
- (四) 場と相補う文……………分節文 読めます。(↑「おまえはこの本が読めるか?」の場に於けるもの、として)

という四種類である。議論の対象はこの中の(一)(二)である。(三尾一九四八、八一頁以下)。

三上に於いては、言い立て文(佐久間)の分類に関するものであるが、文全体への言及はない。

注3 松下文法の研究成果は次のものにある。判断の相違と叙述の相違に関して説くところを対照して取り上げ、併せてその分類内容を摘記すれば次のものである。

松下大三郎『標準日本文法』(松下一九二四) [A]

松下大三郎『改選標準日本文法』(松下一九二八) [B]

松下大三郎『標準日本口語法』(松下一九三〇) [C]

無題目的断定 | 有題目的断定 :: [A] [B]  
無題的叙述 | 題示的叙述 :: [C]

無題目的断定…題目(判断の対象概念)を設けずして突懸に叙述した断定

東京に博物館がある。

有題目的断定…「東京に」という概念を判断の対象として提示しそれに就いて叙述した断定

東京には博物館がある。

[A] 五三〇頁以下、[B] 五九八頁)

無題的叙述…叙述の範囲を明示せず題目なしに叙述する  
題示的叙述…叙述の範囲を予定して題目を掲げ、それに就いて判断を下す([C] 三三七頁)。

注4 松下文法の「題目」研究の論点に、題目として提示されるにあたつての「実質化」がある。有題文の「題目」が無題文の格の次元を超えたものであること、また、それが主格主語に限定されないことを導く(松下一九二四、五二九頁)。

三尾も、同様の主張を「述部が動詞の場合には主部の語がかならずしも主語とだとはかぎらない」として、

二階は先生にかけてある。

二階を先生にかけてある。

という文を並べて、「判断文にあつては、主部は題目であつて、格の概念からはなれたものである」(三尾一九四八、九〇頁以下)と説いている。

有題の文は、格(無題文)の次元を超えた構文構造のものである、という主張である。

## 〈参考文献〉

- 石神照雄(一九八九) 「ハとガー―主題と主語―」北原保雄編『日本語の文法文体(上)』(講座日本語と日本語教育4) 明治書院
- 〃 (二〇〇二) 「文の論理と語の類別」佐藤喜代治編『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院
- 〃 (二〇〇五) 「文の論理と体言文」佐藤喜代治博士追悼論集刊行会編『日本語学の蓄積と展望』明治書院
- 〃 (二〇〇七) 「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版
- 〃 (二〇一〇) 「山田文法の文の論理と述体、喚体」齊藤倫明 大木一夫編『山田文法の現代的意義』ひつじ書房
- 〃 (二〇一一) 「述体文の種類と助詞」『信州大学人文科学論集』四五号
- 〃 (二〇一二) 「述体に於ける動詞文と形容詞文」『信州大学人文科学論集』四六号
- 〃 (二〇一三) 「述体に於ける名詞文」『信州大学人文科学論集』四七号
- 尾上圭介(二〇〇六) 「存在承認と希求―主語述語発生の原理―」『国語と国文学』八三卷一〇号
- 川端善明(一九五八) 「形容詞文」『国語・国文』二七卷一二号
- 〃 (一九六六) 「文の根拠」『文林』一号
- 〃 (二〇〇四) 「文法と意味」尾上圭介編『文法Ⅱ』(朝倉日
- 北原保雄(一九八一) 本語講座6) 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社
- 佐久間鼎(一九四〇) 『現代日本語法の研究』厚生閣
- 〃 (一九四一) 『日本語の特質』育英書院
- 時枝誠記(一九四一) 『国語学原論』岩波書店
- 〃 (一九五〇) 『日本文法 口語篇』岩波書店
- 速水 洸(一九一六) 『論理学』岩波書店(Ⅱ二五版一九二〇)
- 松下大三郎(一九二四) 『標準日本文法』紀元社
- 〃 (一九二八) 『改撰標準日本文法』紀元社
- 〃 (一九三〇) 『標準日本口語法』中文館
- 三尾 砂(一九四八) 『国語法文章論』三省堂
- 三上 章(一九五三) 『現代語法序説』刀江書院(一九七二、くろしお出版)
- 〃 (一九六〇) 『象は鼻が長い』くろしお出版
- 森重 敏(一九五九) 『日本文法通論』風間書房
- 〃 (一九六五) 『日本文法―主語と述語―』武威野書院
- 〃 (一九七一) 『日本文法の諸問題』笠間書院
- 山口 光(一九七五) 『二体言文の論理的意味』『国語研究』(國學院大學 三八号)
- 〃 (二〇〇一) 『還元文法構文論』けいめい出版(くろしお出版)
- 山田孝雄(一九〇八) 『日本文法論』宝文館
- 〃 (一九三六) 『日本文法学概論』宝文館
- 渡辺 実(一九七一) 『国語構文論』塙書房
- (二〇一三年十月三十日受理、十二月六日掲載)